

大学機関別認証評価

自己評価書

令和6年6月

政策研究大学院大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	3
	領域2 内部質保証に関する基準	6
	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	13
	領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	19
	領域5 学生の受入に関する基準	23
	領域6 教育課程と学習成果に関する基準	25
	基準の判断 総括表	25
	政策研究科	26

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 政策研究大学院大学
 (2) 所在地 東京都港区六本木7-22-1
 (3) 教育研究上の基本組織

大学院課程	政策研究科
-------	-------

- (4) 学生数及び教員数（令和6年5月1日現在）

学生数	大学院379人
教員数	専任教員数：72人、助手数：0人

2 大学等の目的

本学は、公共政策研究に関する研究教育を専門的・総合的に実施する1研究科1専攻の大学院大学であり、その目的を、学則及び中期目標において、次のとおり掲げている。

(1) 学則

「政策及び政策の革新にかかわる研究と教育を通して、我が国及び世界の民主的統治の発展と高度化に貢献することを目的とする。」（政策研究大学院大学学則第1条より）

(2) 第4期中期目標

第4期中期目標の前文において、より具体的な目標を掲げている。

（前文）大学の基本的な目標

公共政策に関する研究と教育を通して、日本ならびに世界における民主的な社会統治の普及・充実・強化に貢献する。

このため、次の活動を展開する。

- ・ 世界的にも卓越した研究・教育を実現するため、国際的スタンダードに適合した研究・教育システムの革新、環境・条件の確保を図る。
- ・ 政策研究の学問的確立を先導するとともに、現実の政策課題についても時宜に応じた政策提言を行うための基盤を整備する。
- ・ 各国・国際機関における政策指導者、社会各界・各層の真のエリートを養成する。
- ・ 政治家、行政官、産業人、研究者からなる、開かれた政策構想の交流の場（ポリシー・コミュニティ）を形成する。

<研究教育活動を実施する上での基本方針>

本学の研究目的及び教育課程の目的は、学則に次のとおり定められている。

- 研究
「本学は、国の内外の新しい課題に的確に対応した政策研究を総合的・学際的に展開し、政策研究の飛躍的な進展に寄与することを目的とする。」（学則第24条）
- 教育
「修士課程は、広い視野に立って専門的学識を授け、政策研究に関わる研究者の基礎的能力の育成並びに高度の専門性を要する職業に必要な専門的知識及び指導者に相応しい高い見識と豊かな構想力を養うことを目的とする。」（学則第27条第1項）
「博士課程は、政策研究について、自立して学術的研究を進めうる研究者の育成並びに高度な研究に立脚した政策を展開しうる、知的エリート及び高度の専門家の養成を目的とする。」（学則第27条第2項）

この学則の規定に基づき、本学では、公共政策研究に必要な各専門分野（経済学、政治学・行政学、数理統計学等）に係る優れた研究者とともに、政策担当者として顕著な実績が認められる行政官・実務者等を適切に確保することで教員組織を構成し、質の高い研究教育を実施している。その上で、特定の学問領域の枠を越えた政策領域や現実的な政策課題、学生の修学目的等に応じた複数の教育プログラムを設け、体系的・組織的な研究教育を行っている。

3 特徴

本学は、1研究科1専攻（政策研究科政策専攻）の大学院（修士課程及び博士課程）のみで構成されている大学院大学であり、平成9年に設置された（学生受入れは平成12年度から）。

本学の目的は、政策研究教育を通じて、我が国及び世界の民主的な統治の発展と高度化に貢献することであり、この目的のもと教育研究活動においては、学際性・実学性・国際性・中立性を有する政策研究教育を推進するため、次のような特徴を有している。

第一の特徴としては、外国人留学生が6割を占めており、英語だけで修了できるプログラムを開設するなど、多くの留学生（国費留学生のほか、国際協力機構（JICA）、アジア開発銀行（ADB）、国際通貨基金（IMF）、世界税関機構（WCO）、世界銀行（WB）等による奨学生等）を受け入れる体制を整備していることが挙げられる。修学意識の高い社会人学生が短期間（修業年限1年）で学位取得できるよう、2大学期（春・秋）と2小学期（夏・冬）からなる4学期制を採用し、インテンシブな教育を実施している。

第二に、学生は、国内外の幹部候補の行政官（ミッドキャリア）を中心に、政府関係機関、民間企業、研究機関等に勤務する社会人が大部分（約9割）を占めており、政策研究科政策専攻の1研究科1専攻の体制の中で、現実の必要に応じて多様な教育プログラムを用意する方式を採用している。教育プログラムは政策研究の進展や社会的変動に伴う政策課題の変化に適切に即応して設けられている。これまで、修了生が世界各国の中央官庁において副大臣、局長クラスに就任するなど、多くの優秀な人材を輩出しており、教育機関として、高度な政策プロフェッショナル及び研究者の養成を実施している。

第三に、本学を中核として、国内外の大学や政府機関・研究所等と多様で柔軟な連携ネットワークを構築することで、社会的・政策的ニーズに応じた公共政策に関する教育研究の開発、実践を可能としている点が挙げられる。また、高い業績を有するアカデミックな教員、顕著な実績をあげた各界の実務経験者を教授陣として積極的に登用することで、多様なバックグラウンドを有する優れた政策研究者による卓越した研究拠点を創出し、公共政策に関する研究水準の向上を図っている。

II 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 ・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別紙様式第2号（その1の1）基本計画書）		
	・共同教育課程等を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料		
	・文部科学大臣の認定を受けている法曹養成連携協定がある場合は、大学間で取り交わされた有効な協定書		
	・大学設置基準第57条等により、教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例の認定を受けている場合は、申請書（様式1）、申請計画書（様式2）、教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程第1条各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類（様式3）、及び認定結果通知		

- 【特記事項】
- ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。
- ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。
 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準） 認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】 、 【大学（専門職大学含む）用】様式1		
	※基幹教員制度を導入している場合 ・認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）		
[分析項目1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2） 1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		

- 【特記事項】
- ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準1-3 教育研究活動を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1） 1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定） 1-3-1-01 政策研究大学院大学学則	9条、18条	
	・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定） 1-3-1-01 政策研究大学院大学学則	7条の2	再掲
	・ 責任者の氏名が分かる資料 1-3-1-02 政策研究大学院大学研究教育評議会名簿		
	[分析項目1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2） 1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（教授会）	
	・ 教授会等の運営規定等 1-3-1-01 政策研究大学院大学学則	14条	再掲
	1-3-2-01 第15回教授会議事要旨	2. 学則について	
	1-3-2-02 2023年度教授会から委ねられ研究教育評議会で審議した事項一覧 課程委員会審議事項一覧		
	1-3-2-03 政策研究大学院大学教員懇談会設置要項		
[分析項目1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-3） 1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（評議会）		
	・ 運営規定等 1-3-1-01 政策研究大学院大学学則	12条	再掲
	1-3-3-01 政策研究大学院大学研究教育評議会規則		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 分析項目1-3-2について、一研究科、一専攻の大学にも関わらず、政治・経済等、多岐にわたる分野の教員が在籍する本学では、教員懇談会を開催することで、大学の重要事項について、教授会の法定審議事項にこだわらず幅広く議論できる機会を確保しつつ、必要に応じて教授会を開催できる仕組みを取り入れている。一方で、学生の入学、修了等に関して意見を述べるという教授会の重要な機能については、研究教育評議会に委ねつつ、その下に置かれる修士課程委員会、博士課程委員会（各教育プログラムのディレクターで構成）で専門的な議論を行い、研究教育評議会に報告する仕組みとしている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			

<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>
<p>【改善を要する事項】</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1） 2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・明文化された規定類 2-1-1-01 政策研究大学院大学内部質保証規則		
	2-1-1-02 政策研究大学院大学教育の内部質保証に関する規程		
	2-1-1-03 政策研究大学院大学役員会規則	2条1項5号	
	1-3-3-01 政策研究大学院大学研究教育評議会規則	2条	再掲
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2） 2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	・明文化された規定類 2-1-1-02 政策研究大学院大学教育の内部質保証に関する規程		再掲
	1-3-1-01 政策研究大学院大学学則	18条	再掲
	・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの）		
[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3） 2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・明文化された規定類 2-1-3-01 政策研究大学院大学財務委員会規程	2条1項4号	
	2-1-3-02 政策研究大学院大学図書館規則	4条の2 1項	
	2-1-3-03 政策研究大学院大学情報セキュリティポリシー	5.(2)	
	2-1-3-04 政策研究大学院大学スチューデントオフィス規則	5条1項	
	2-1-3-05 政策研究大学院大学奨学生制度規則	8条、9条	
	2-1-3-06 政策研究大学院大学カリキュラム等委員会規則	2条1項3号	
	2-1-3-07 政策研究大学院大学保健管理センター規則	4条1項	
	2-1-3-08 政策研究大学院大学入学者選抜委員会規則	2条1項2号	
[分析項目2-1-4] 研究活動、地域貢献活動又は教育の国際化の組織的取組が行われている場合には、その質保証について責任をもつ体制を整備していること（より望ましい取組として分析）	・研究活動、地域貢献活動及び教育の国際化の組織的取組の質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-4）		
	・明文化された規定類		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準2-2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目2-2-1】 それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 政策研究大学院大学内部質保証規則		再掲
	2-1-1-02 政策研究大学院大学教育の内部質保証に関する規程		再掲
	2-2-1-01 政策研究大学院大学における自己点検・評価の手順等		
	2-2-1-02 自己点検・評価チェックリスト（政策研究科全体）		
【分析項目2-2-2】 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 政策研究大学院大学教育の内部質保証に関する規程	2条、別表1	再掲
	2-2-1-01 政策研究大学院大学における自己点検・評価の手順等		再掲
【分析項目2-2-3】 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	2-2-1-02 自己点検・評価チェックリスト（政策研究科全体）	別表1	
	2-2-1-03 自己点検・評価チェックリスト（プログラム・コース）	別表1	
	・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）		
	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
2-1-1-02 政策研究大学院大学教育の内部質保証に関する規程	別表2, 3	再掲	
2-2-1-01 政策研究大学院大学における自己点検・評価の手順等		再掲	
2-2-1-02 自己点検・評価チェックリスト（政策研究科全体）	別表2(P16-20), 3(P21-23)	再掲	

<p>【分析項目2-2-4】 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること</p>	<p>・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4） 2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧</p> <p>・明文化された規定類 2-1-1-02 政策研究大学院大学教育の内部質保証に関する規程</p> <p>2-2-1-01 政策研究大学院大学における自己点検・評価の手順等 2-2-4-01 政策研究大学院大学教育の内部質保証のためのアンケート調査実施要項</p>	<p>2条、別表1</p>	<p>再掲</p>
<p>【分析項目2-2-5】 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること</p>	<p>・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5） 2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧</p> <p>・明文化された規定類 2-1-1-01 政策研究大学院大学内部質保証規則</p> <p>2-1-1-02 政策研究大学院大学教育の内部質保証に関する規程 2-2-1-01 政策研究大学院大学における自己点検・評価の手順等</p>	<p>6条</p>	<p>再掲 再掲 再掲</p>
<p>【分析項目2-2-6】 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること</p>	<p>・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6） 2-2-6 実施の責任主体一覧</p> <p>・明文化された規定類 2-1-1-01 政策研究大学院大学内部質保証規則</p> <p>2-1-1-02 政策研究大学院大学教育の内部質保証に関する規程 2-2-1-01 政策研究大学院大学における自己点検・評価の手順等</p>	<p>6条</p>	<p>再掲 再掲 再掲</p>
<p>【分析項目2-2-7】 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること</p>	<p>・明文化された規定類 2-1-1-01 政策研究大学院大学内部質保証規則</p> <p>2-1-1-02 政策研究大学院大学教育の内部質保証に関する規程 2-2-1-01 政策研究大学院大学における自己点検・評価の手順等</p>	<p>6条、7条</p>	<p>再掲 再掲 再掲</p>
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準 2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目 2-3-1】 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果を上げていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・ 計画等の進捗状況一覧（別紙様式 2-3-1）		
	2-3-1 計画等の進捗状況		
【分析項目 2-3-2】 機関別内部質保証体制の中で、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・ 該当する報告書等		
【分析項目 2-3-3】 機関別内部質保証体制の中で、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・ 該当する報告書等		
	・ 領域 4、5、6 の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		
【分析項目 2-3-4】 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・ 該当する第三者による検証等の報告書		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目 2-4-1】 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・明文化された規定類		
	2-1-1-03 政策研究大学院大学役員会規則	2条1項5号	再掲
	2-1-1-01 政策研究大学院大学内部質保証規則	6条3項	再掲
	・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
	2-4-1-01 2023年度第6回政策研究大学院大学役員会議事要旨	6. 教育プログラム/コースの新規開設について	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目 2-5-1】 教員の採用及び昇格等にあたって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式 2-5-1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況(過去5年分)		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01 政策研究大学院大学教員人事委員会規則		
	2-5-1-02 政策研究大学院大学テニュア・トラック制に関する規程		
	2-5-1-03 政策研究大学院大学の教員の審査・選考に関する基準		
	2-5-1-04 教員採用および昇任にあたっての手続き		
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-05 教員選考委員会報告（採用例）		
2-5-1-06 政策研究大学院大学 履歴書作成要領（教員）			

<p>[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること</p>	<p>・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2） 2-5-2 教員業績評価の実施状況</p> <p>・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等） 2-5-1-01 政策研究大学院大学教員人事委員会規則 2-5-2-01 評価制度（報奨制度）について</p>	<p>3条</p>	<p>再掲</p>
<p>[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること</p>	<p>・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3） 2-5-3 評価結果に基づく取組</p> <p>・反映される規定がある場合は明文化された規定類 2-5-3-01 政策研究大学院大学教職員給与規程 2-5-2-01 評価制度（報奨制度）について</p> <p>・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等） 2-5-2-01 評価制度（報奨制度）について</p>	<p>9~11条</p>	<p>再掲</p>
<p>[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること</p>	<p>・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4） 2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧</p>		
<p>[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者（教育補助者）が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p>	<p>・教育支援者、指導補助者（教育補助者）一覧（別紙様式2-5-5） 2-5-5 教育支援者、指導補助者（教育補助者）一覧</p> <p>・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料 2-5-5-01 政策研究大学院大学大学運営局組織規則 2-5-5-02 政策研究大学院大学大学運営局組織図</p> <p>・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料 1-3-1-01 政策研究大学院大学学則 2-5-5-01 政策研究大学院大学大学運営局組織規則</p> <p>・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置状況、活用状況が確認できる資料</p> <p>・指導補助者（教育補助者）を配置している場合は、その定義・業務内容や採用等に係る手続きに関する規定、配置状況及び活用状況が確認できる資料 2-5-5-03 政策研究大学院大学ティーチング・アシスタント実施要項 2-5-5-04 2023年度TA採用状況</p>	<p>22条</p> <p>6条</p>	<p>再掲</p> <p>再掲</p>
<p>[分析項目2-5-6] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者（教育補助者）が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	<p>・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6） 2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧</p> <p>・指導補助者（教育補助者）に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料 2-5-6-01 GRIPS TA Handbook 202403</p>		

<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> <p>分析項目2-5-1について、本学では政策研究分野に特化した教育研究を行っていることから、行政官をはじめとする実務家教員が多い。実務家教員は当該分野において豊富な知識や経験が必要なことから、その大半が教授として採用されている。</p> <p>准教授については、①実務家教員の場合は、本学の教授審査・選考基準を準用して、②テニュア・トラック経由の場合は、本学のテニュア・トラック制に関する規程（以下、「規程」）に基づき、③上記以外の准教授については、基本的に規程を準用してそれぞれ審査している。</p> <p>講師のうちテニュア・トラック教員として採用される者、及びそれ以外の講師や助教、助手については、政策研究大学院大学の教員の審査・選考に関する基準第2（1）に基づき、個別の審査を丁寧に実施することで質を担保している。</p>
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書き</u>で記述すること。</p>
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>
<p>【改善を要する事項】</p>

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

：「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01_政策研究大学院大学令和5年度財務諸表		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	3-1-1-02_政策研究大学院大学令和5年度監査報告書(監事) 3-1-1-03_政策研究大学院大学令和5年度監査報告書(会計監査人)		
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・予算・決算の状況(過去5年間分)が分かる資料(別紙様式3-1-2)		
	3-1-2_予算・決算の状況(過去5年間分)が分かる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
	3-1-2-01_予算・決算状況乖離理由書		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織(法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む。)の設置、構成等が確認できる資料(根拠となる規定を含む。)		
	1-3-1-01_政策研究大学院大学学則	10条、11条、12条	再掲
	1-3-3-01_政策研究大学院大学研究教育評議会規則		再掲
	2-1-1-03_政策研究大学院大学役員会規則		再掲
	3-2-1-01_政策研究大学院大学経営協議会規則		
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
	・役職者の名簿		
3-2-1-02_政策研究大学院大学役職者名簿			

<p>[分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2） <p>3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧</p> <p>3-2-2-01 政策研究大学院大学情報公開取扱要項</p> <p>3-2-2-02 政策研究大学院大学情報公開開示・不開示審査基準</p> <p>3-2-2-03 政策研究大学院大学個人情報保護規程</p> <p>3-2-2-04 政策研究大学院大学個人情報保護規程施行細則</p> <p>3-2-2-05 政策研究大学院大学保有個人情報の開示等に関する取扱規程</p> <p>3-2-2-06 政策研究大学院大学保有個人情報の開示等に関する取扱規程施行細則</p> <p>3-2-2-07 政策研究大学院大学保有個人情報に関する開示決定等の審査基準</p> <p>3-2-2-08 政策研究大学院大学公益通報者の保護等に関する規則</p> <p>3-2-2-09 政策研究大学院大学ハラスメントの防止等に関する規程</p> <p>3-2-2-10 政策研究大学院大学ハラスメント防止ガイドライン(フロー図含む)</p> <p>3-2-2-11 政策研究大学院大学知的環境保全委員会規程</p> <p>3-2-2-12 政策研究大学院大学安全保障輸出管理規程</p> <p>3-2-2-13 政策研究大学院大学人を対象とする研究に関する倫理審査規程</p> <p>3-2-2-14 政策研究大学院大学における研究活動規範</p> <p>3-2-2-15 政策研究大学院大学危機管理に関する基本方針</p> <p>3-2-2-16 政策研究大学院大学防火・防災管理規程</p> <p>3-2-2-17 政策研究大学院大学消防計画</p> <p>2-1-3-03 政策研究大学院大学情報セキュリティポリシー</p> <p>3-2-2-18 政策研究大学院大学情報セキュリティインシデント対応チーム（CSIRT）運営に関する要項</p> <p>3-2-2-19 政策研究大学院大学情報セキュリティ監査規程</p> <p>3-2-2-20 政策研究大学院大学情報格付け及び取扱制限に関する要項</p> <p>3-2-2-21 政策研究大学院大学研究活動に係る不正防止計画</p> <p>3-2-2-22 政策研究大学院大学研究にかかわる不正の防止等に関する規程</p> <p>3-2-2-23 政策研究大学院大学研究倫理教育・研究費コンプライアンス教育、「啓発活動」の実施方針</p> <p>3-2-2-24 政策研究大学院大学研究費の不正使用防止に関する基本方針</p> <p>3-2-2-25 学術国際課・教育支援課「災害対応マニュアル」対応スタッフ配置</p>		
<p>[分析項目3-2-3] 研究の実施に関して高等教育機関として相応しい規程、方針等が整備され、優れた成果を上げていること（より望ましい取組として分析）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究の実施に関する方針等一覧（別紙様式3-2-3） ・研究の支援・推進制度等一覧（別紙様式3-2-3） <p>・研究の実施に関する方針等の内容を示す資料</p> <p>・研究の支援・推進制度等によって優れた成果が得られていることを示す資料</p>		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営に係る組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1） 3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類 2-5-5-01 政策研究大学院大学大学運営局組織規則		再掲
	・管理運営に係る組織の組織図 2-5-5-02 政策研究大学院大学大学運営局組織図		再掲
[分析項目3-3-2] 教育の国際化を推進する組織を有する場合は、当該組織が優れた機能を有し、成果を上げていること（より望ましい取組として分析）	・教育の国際化を推進する組織一覧（別紙様式3-3-2）		
	・根拠となる規定類		
	・優れた成果が分かる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-4-1】 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1） 3-4-1 教職協働の状況		
	・根拠となる規定類 2-1-3-04 政策研究大学院大学スチューデントオフィス規則	2条、5条	再掲
	2-1-3-05 政策研究大学院大学奨学生制度規則	8条	再掲
	2-1-3-08 政策研究大学院大学入学者選抜委員会規則	3条	再掲
	2-1-3-06 政策研究大学院大学カリキュラム等委員会規則	3条	再掲
	2-1-3-02 政策研究大学院大学図書館規則	4条の2	再掲
	2-1-3-01 政策研究大学院大学財務委員会規程	3条	再掲
	2-1-1-01 政策研究大学院大学内部質保証規則	7条	再掲
	【分析項目3-4-2】 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2） 3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-5-1】 監事が適切な役割を果たしていること	・監事に関する規定 1-3-1-01 政策研究大学院大学学則	3条、8条	再掲
	3-5-1-01 政策研究大学院大学監事監査規則		
	3-5-1-02 政策研究大学院大学監事監査実施細則		
	・監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等） 3-5-1-03 2023年度政策研究大学院大学監事監査計画		
	3-1-1-02 政策研究大学院大学令和5年度監査報告書（監事）		再掲
	・監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		

<p>[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること</p>	<p>・会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等） 3-5-2-01 令和5年度政策研究大学院大学会計監査人監査計画概要書</p> <p>・財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等） 3-1-1-03 政策研究大学院大学令和5年度監査報告書（会計監査人）</p>		
<p>[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること</p>	<p>・組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの） 1-3-1-01 政策研究大学院大学学則</p> <p>3-5-3-01 政策研究大学院大学内部監査規程</p> <p>3-5-3-02 政策研究大学院大学監査室規程</p> <p>・内部監査に関する規定 3-5-3-01 政策研究大学院大学内部監査規程</p> <p>・監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等） 3-5-3-02 2023年度内部監査年次計画 3-5-3-03 2023年度内部監査報告書</p>	<p>16条の2</p> <p>2条2項</p>	<p>再掲</p> <p>再掲</p>
<p>[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること</p>	<p>・監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等） 3-5-4-01 2023年度学長と監査法人トーマツとのディスカッション議事概要 3-5-4-02 2023年度監事監査報告会議事録</p>		
<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること</p>			
<p>分析項目</p> <p>[分析項目3-6-1] 法令等が公表を求める事項を公表していること</p>	<p>分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄</p> <p>・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1） 3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>
<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		
	認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学（専門職大学含む）用】様式1		再掲
	※基幹教員制度を導入している場合 ・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）		
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1）		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2）		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3） 4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）等		
	4-1-4-01 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）		
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 4-1-5-01 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6）		
	4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧		
[分析項目4-1-7] 研究成果を継続的に生み出すための研究環境が十分に整備され、効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析）	・ 研究環境整備状況一覧（別紙様式4-1-7）		
[分析項目4-1-8] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が、社会からの期待に対応して行う活動（例えば、公開講座・履修、大学図書館の一般市民利用、技術相談、学習機会としての社会貢献活動）に効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析）	・ 社会からの期待に対応して行う活動一覧（別紙様式4-1-8）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目4-2-1】 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1） 4-2-1 相談・助言体制等一覧		
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料 2-1-3-07 政策研究大学院大学保健管理センター規則		再掲
	2-1-3-04 政策研究大学院大学スチューデントオフィス規則		再掲
	4-2-1-01 要覧 GRIPS Bulletin 2024	P150 教育支援課、P175保健管理センター	
	4-2-1-02 2023生活ガイダンス（保健管理センター）		
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等） 3-2-2-09 政策研究大学院大学ハラスメントの防止等に関する規程		再掲
	3-2-2-10 政策研究大学院大学ハラスメント防止ガイドライン(フロー図含む)		再掲
	3-2-2-11 政策研究大学院大学知的環境保全委員会規程		再掲
	4-2-1-01 要覧 GRIPS Bulletin 2024	P8 ハラスメント	再掲
	4-2-1-03 2023生活ガイダンス（Sexual Harassment）		
	4-2-1-04 ハラスメント防止と相談窓口について		
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料 4-2-1-01 要覧 GRIPS Bulletin 2024	P150 教育支援課、P175保健管理センター	再掲
	4-2-1-05 入学ガイダンス2023		
	・生活支援制度の利用実績が確認できる資料 4-2-1-06 SO学生対応件数		
【分析項目4-2-2】 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2） 4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧		

<p>[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること</p>	<p>・留学生への生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-3）</p> <p>4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制</p>		
	<p>・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料</p> <p>4-2-3-01 Arrival Guide2023</p>		
	<p>4-2-3-02 Housing Information2023</p>		
	<p>4-2-3-03 GRIPS Bulletin2023-2024</p>	P149-150 Academic and Student Affairs Division, P159-160 Health Service Center	
	<p>4-2-1-05 入学ガイダンス2023</p>		
	<p>4-2-3-04 ピアサポート制度2023</p>		
	<p>4-2-3-05 国際交流会館 レジデント・アシスタントの主な業務</p>		
	<p>4-2-3-06 修了生向けポータルサイト</p>		
	<p>[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること</p>	<p>・障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-4）</p> <p>4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制</p>	
<p>・障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領等の規定類</p> <p>4-2-4-01 政策研究大学院大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領</p>			
<p>4-2-4-02 障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における留意事項</p>			
<p>・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）</p> <p>4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧</p>			
<p>・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料</p> <p>4-2-1-01 要覧 GRIPS Bulletin 2024</p>		P150 教育支援課、P154 授業料及び奨学金	再掲
<p>[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること</p>	<p>4-2-5-01 大学HP（奨学金ページ）</p>		
	<p>・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料</p> <p>4-2-5-02 2023年度日本学生支援機構奨学生数</p>		
	<p>・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料</p> <p>2-1-3-05 政策研究大学院大学奨学生制度規則</p>		再掲
	<p>4-2-1-01 要覧 GRIPS Bulletin 2024</p>	P100-101 博士課程学生への経済的支援	再掲
	<p>4-2-5-03 博士課程学生研究支援学内助成金の実施要項</p>		
	<p>4-2-5-04 博士課程学生支援制度 公募の案内2023年3月</p>		
	<p>・入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料</p> <p>4-2-5-05 政策研究大学院大学入学料及び授業料の免除等に関する規程</p>		
	<p>4-2-5-06 政策研究大学院大学入学料及び授業料の免除等に関する規程の運用に関する細則</p>		
	<p>2-1-3-05 政策研究大学院大学奨学生制度規則</p>	4条	再掲

	<ul style="list-style-type: none"> ・学生寄宿舍を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料 		
	4-2-5-07 政策研究大学院大学国際交流会館等規程		
	4-2-5-08 大学HP（学生寮紹介）		
	4-2-5-09 国際交流会館入居率		
	・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

：「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料 5-1-1-01 政策研究大学院大学3ポリシー		

【特記事項】

- ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。
- ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1） 5-2-1 入学者選抜の方法一覧		
	・入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料 5-2-1-01 政策研究大学院大学入学者選抜の基本方針及び審査基準		
	5-2-1-02 政策研究大学院大学アドミッションズオフィス規則		
	・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等 5-2-1-01 政策研究大学院大学入学者選抜の基本方針及び審査基準		再掲
	・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等） 5-2-1-01 政策研究大学院大学入学者選抜の基本方針及び審査基準	P2面接要領	再掲
	・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		

<p>【分析項目5-2-2】 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること</p>	<p>・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料 2-1-3-08 政策研究大学院大学入学者選抜委員会規則 ・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等 5-2-2-01 入学者選抜委員会議事要旨（2024年3月7日）</p>	<p>2条</p>	<p>再掲</p>
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること</p>			
<p>分析項目 【分析項目5-3-1】 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと</p>	<p>分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄 ・認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2 認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学（専門職大学含む）用】様式2 ・実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

領域6 基準の判断 総括表

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準 6-1	基準 6-2	基準 6-3	基準 6-4	基準 6-5	基準 6-6	基準 6-7	基準 6-8	備考
01	政策研究科	満たしている								

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針 5-1-1-01 政策研究大学院大学3ポリシー		再掲
自己評価書			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針 5-1-1-01 政策研究大学院大学3ポリシー		再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・策定された教育課程方針及び学位授与方針 5-1-1-01 政策研究大学院大学3ポリシー		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			

【改善を要する事項】			
基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	4-2-1-01 要覧 GRIPS Bulletin 2024	P31-60. 修士課程 カリキュラム）、P86-95 4. 博士課程 Curriculum	再掲
	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	5-1-1-01 政策研究大学院大学3ポリシー	カリキュラムマップ	再掲
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	4-2-1-01 要覧 GRIPS Bulletin 2024	P17 科目番号の分類、P18 科目番号の読み方	再掲
	・分野別第三者評価の結果		
	・学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	6-3-2-(01)-01 政策研究大学院大学修士課程履修規則	5条	
	6-3-2-(01)-02 政策研究大学院大学博士課程履修規則	3条	
	6-3-2-(01)-03 政策研究大学院大学授業科目等取扱規程		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-(01)-04 Syllbus 2024		
	6-3-2-(01)-05 政策研究大学院大学シラバス作成ガイドライン		
・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料			
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-01 政策研究大学院大学学則	50条	再掲
	6-3-3-(01)-01 政策研究大学院大学における他の大学院の授業科目の履修の取扱いに関する規程		
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	6-3-3-(01)-02 政策研究大学院大学における入学前の既修得単位等の単位の認定に関する規程		
	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告せ等）		
	6-3-2-(01)-01 政策研究大学院大学修士課程履修規則	3条3項	
	6-3-2-(01)-02 政策研究大学院大学博士課程履修規則	2条3項	
	6-3-4-(01)-01 本学修士課程学生に対する履修指導、研究指導並びに修士審査の概要	P2 B. 論文、特定の課題についての研究指導等の概要	
6-3-4-(01)-02 本学博士課程学生に対する研究指導、履修指導並びに博士審査等の概要	P2 II. 研究指導及び履修指導、A. 研究指導体制の概要		

	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-(01)-01 本学修士課程学生に対する履修指導、研究指導並びに修士審査の概要	P13-20 別紙 GRIPS における履修指導・研究指導の流れ	再掲
	6-3-4-(01)-02 本学博士課程学生に対する研究指導、履修指導並びに博士審査等の概要	P20-28 別紙 履修指導・研究指導・試験の流れ	再掲
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	4-2-1-01 要覧 GRIPS Bulletin 2024	P100-101 博士課程学生への経済的支援 「博士課程学生研究支援制度」	再掲
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-(01)-01 本学修士課程学生に対する履修指導、研究指導並びに修士審査の概要	P2 C. 研究倫理教育	再掲
	6-3-4-(01)-02 本学博士課程学生に対する研究指導、履修指導並びに博士審査等の概要	P6 E. 研究倫理教育	
	3-2-2-23 政策研究大学院大学研究倫理教育・研究費コンプライアンス教育、「啓発活動」の実施方針		再掲
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
	2-5-6-01 GRIPS TA Handbook 202403		再掲
	2-5-5-04 2023年度TA採用状況		再掲
	6-3-4-(01)-03 TAに対する研修の実施について		
	6-3-4-(01)-04 政策研究大学院大学リサーチ・アシスタント実施要項		
	6-3-4-(01)-05 2023年度リサーチ・プロジェクト等RA採用結果		
[分析項目6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
[分析項目6-3-6] 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること	・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。）		
	・連携法曹基礎課程における成績評価の基準		
	・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	4-2-1-01 要覧 GRIPS Bulletin 2024	P4-5 学年暦（学生用）、P64-75 4. 修士課程 時間割、P98-99 5. 博士課程 時間割	再掲
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	4-2-3-03 GRIPS Bulletin2023-2024	p4-5 Academic Calendar for 2023-2024, P54-59 4. Degree Programs for Master's Students Timetables, P81-82 5. Degree Programs for Doctoral Students	再掲
	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	4-2-1-01 要覧 GRIPS Bulletin 2024	P4-5 学年暦（学生用）、P64-75 4. 修士課程 時間割、P98-99 5. 博士課程 時間割	再掲
	4-2-3-03 GRIPS Bulletin2023-2024	p4-5 Academic Calendar for 2023-2024, P54-59 4. Degree Programs for Master's Students Timetables, P81-82 5. Degree Programs for Doctoral Students	再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・シラバス		
	6-3-2-(01)-04 Syllbus 2024		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料		
	6-3-2-(01)-04 Syllbus 2024		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・シラバス		
	6-3-2-(01)-04 Syllbus 2024		再掲

<p>[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること</p>	<p>・CAP制に関する規定</p>		
<p>[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p>	<p>・大学院学則 1-3-1-01 政策研究大学院大学学則 4-2-1-01 要覧 GRIPS Bulletin 2024 6-4-6-(01)-01 図書館開館時間</p>	<p>第45条の2</p>	<p>再掲</p>
<p>[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p>	<p>・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p>	<p>・連携協力校との連携状況が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p>	<p>・実施している配慮が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1 履修指導の実施状況			
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料			
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2 学習相談の実施状況			
	6-5-2-(01)-01 GRIPSにおける学習指導体制について			
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料			
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組			
	6-5-3-(01)-01 Center for Professional Communication			
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）			
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況			
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料			
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 6-3-2-(01)-04 Syllbus 2024			再掲
	4-2-3-03 GRIPS Bulletin2023-2024			再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料			
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			
	・学習支援の利用実績が確認できる資料 4-2-1-06 SO学生対応件数			再掲
[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）			
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。				

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】				
【改善を要する事項】				
基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 6-6-1-(01)-01 GRIPS Assessment Policy			
	6-3-2-(01)-01 政策研究大学院大学修士課程履修規則	9条	再掲	
	6-3-2-(01)-02 政策研究大学院大学博士課程履修規則	6条	再掲	
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 6-6-2-(01)-01 成績評価基準、学位論文評価基準及び指導概要の改正・送付について			
	6-3-2-(01)-04 Syllabus 2024		再掲	
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 6-6-3-(01)-01 成績評価の分布表 (2023年度)			
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料			
	6-6-3-(01)-02 2023年度第11回合同委員会議事要旨	3. (1) 審議事項 j. 「春学期、夏学期科目の成績分布について」		
	6-6-3-(01)-03 2023年度春学期及び夏学期の成績分布について			
	6-6-3-(01)-01 成績評価の分布表 (2023年度)			再掲
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料 6-6-1-(01)-01 GRIPS Assessment Policy	P3 (1)-1~3		再掲
	・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料 6-6-1-(01)-01 GRIPS Assessment Policy			再掲
	6-3-4-(01)-01 本学修士課程学生に対する履修指導、研究指導並びに修士審査の概要			再掲
	6-3-4-(01)-02 本学博士課程学生に対する研究指導、履修指導並びに博士審査等の概要			再掲
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 6-6-1-(01)-01 GRIPS Assessment Policy	P5-6 不服申立	再掲	
	6-6-2-(01)-01 成績評価基準、学位論文評価基準及び指導概要の改正・送付について		再掲	
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 6-6-4-(01)-01 2023年度成績評価に対する不服申立てについて			
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類 6-6-4-(01)-02 政策研究大学院大学における成績評価資料等の保存に関するガイドライン			
	6-6-1-(01)-01 GRIPS Assessment Policy	P6 不服申立(5)		再掲

【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】				
【改善を要する事項】				
基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること				
	分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること		・卒業又は修了の要件を定めた規定		
		1-3-1-01 政策研究大学院大学学則	28条、51条、52条	再掲
		6-3-2-(01)-01 政策研究大学院大学修士課程履修規則	4条、別表教育プログラム	
		6-3-2-(01)-02 政策研究大学院大学博士課程履修規則	3条	
		6-3-2-(01)-03 政策研究大学院大学授業科目等取扱規程	別表Ⅱ（修士課程カリキュラム）、別表Ⅳ（博士課程カリキュラム）	
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること		・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
		1-3-1-01 政策研究大学院大学学則	51条3項、52条3項	再掲
		・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
		6-3-2-(01)-01 政策研究大学院大学修士課程履修規則	10条～12条	再掲
		6-3-2-(01)-02 政策研究大学院大学博士課程履修規則	8条～10条	再掲
		4-2-1-01 要覧 GRIPS Bulletin 2024	P22 修士課程の修了要件、P77-78 博士課程の修了要件	再掲
		6-3-4-(01)-01 本学修士課程学生に対する履修指導、研究指導並びに修士審査の概要		再掲
		6-3-4-(01)-02 本学博士課程学生に対する研究指導、履修指導並びに博士審査等の概要		再掲
	6-7-2-(01)-01 学位論文審査体制、方法及び評価基準			

	<ul style="list-style-type: none"> ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 		
	1-3-1-01 政策研究大学院大学学則	12条2項3号、51条、52条	再掲
	6-3-2-(01)-01 政策研究大学院大学修士課程履修規則	11条	再掲
	6-3-2-(01)-02 政策研究大学院大学博士課程履修規則	9条	再掲
	6-7-2-(01)-02 政策研究大学院大学修士課程委員会規則	2条	
	6-7-2-(01)-03 政策研究大学院大学博士課程委員会規則	2条	
	6-7-2-(01)-04 研究教育評議会議事要旨(2024年3月6日)	審議事項12、14	
	6-7-2-(01)-05 2023年度博士課程委員会、修士課程委員会、奨学金等委員会議題一覧		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)を学生に周知していること	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 		
	4-2-1-01 要覧 GRIPS Bulletin 2024	P22 修士課程の修了要件、P77-78 博士課程の修了要件	
	6-7-3-(01)-01 修了要件大学HP掲載ページ		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)に則して組織的に実施していること	<ul style="list-style-type: none"> ・教授会等での審議状況等の資料 		
	1-3-2-02 2023年度教授会から委ねられ研究教育評議会で審議した事項一覧		再掲
	6-7-2-(01)-05 2023年度博士課程委員会、修士課程委員会、奨学金等委員会議題一覧		再掲
	6-7-2-(01)-04 研究教育評議会議事要旨(2024年3月6日)		再掲
	<ul style="list-style-type: none"> 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等 		
	6-7-2-(01)-01 学位論文審査体制、方法及び評価基準		再掲
	6-3-4-(01)-01 本学修士課程学生に対する履修指導、研究指導並びに修士審査の概要		再掲
	6-3-4-(01)-02 本学博士課程学生に対する研究指導、履修指導並びに博士審査等の概要		再掲
	<ul style="list-style-type: none"> 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 		
	6-7-2-(01)-01 学位論文審査体制、方法及び評価基準		再掲
	6-3-4-(01)-01 本学修士課程学生に対する履修指導、研究指導並びに修士審査の概要		再掲
	6-3-4-(01)-02 本学博士課程学生に対する研究指導、履修指導並びに博士審査等の概要		再掲
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			

【改善を要する事項】			
基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-(01)-01 論文の採択・受賞等		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-(01)-01 令和5年度学校基本調査 卒業後の状況調査票（修士課程）		
	6-8-2-(01)-02 令和5年度学校基本調査 卒業後の状況調査票（博士課程）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-(01)-03 Alumni of the Month 6-8-2-(01)-04 Prominent Alumni		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-(01)-01 修了前アンケート（学修成果に関するアンケート）概要（2018-2024）		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-(01)-01 修了生アンケート概要（2022-2023）		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-(01)-01 就職先アンケート概要（2022-2023）		
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること（より望ましい取組として分析）	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】
【改善を要する事項】